

第3回半田市議会臨時会建設産業委員会委員長報告書

当建設産業委員会に付託された案件については、5月13日午後1時10分から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第39号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

環状線の整備は、令和5年度中に完成する工程となっているが、予定通り完了するのか。また、跨線橋整備工事の際には通行に支障が出るのか。とに対し、

環状線については、現在、令和5年度中の全面供用開始に向けて計画通り進んでおります。また、跨線橋整備工事の際には市民生活への影響が最小限となるよう、仮設道路の設置や迂回路の確保などにより対応してまいります。とのこと。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に議案第42号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

事業継続緊急支援金事業について、市が主体的に必要と判断した施策なのか。とに対し、

この事業に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大により事業活動に影響が生じている中小・小規模企業に対する半田商工会議所のヒアリング等を通じ現場の声を把握する中で、中小企業の事業継続と、そこに勤めている市民を救う施策が必要だと考え、市が主体的に制度設計したものです。とのこと。

同じく、支援金の支給額について、減益分の2分の1の額を市が支援するとした根拠は何か、また、支援金の上限を個人事業者は50万円を、法人事業者は100万円とした理由は何か。とに対し、

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた半田市の支援対策の中の財政バランスを基に考えさせていただきました。とのこと。

支援金の支払はいつ行われるのか。とに対し、

最速で5月28日を予定しており、申請から2週間以内に支払が行われるように努めます。とのこと。

約41億円の財政調整基金がある中で、事業継続緊急支援金事業については約4億円の支給に限定した理由は何か。とに対し、

財政調整基金については、コロナショックにより、法人・個人市民税の減収分の財源としても今後活用する予定もあります。当面の新型コロナウイルス感染症対策としては、10億円程度を一つの目処としております。

そこで、事業継続緊急支援金事業については、約4億円の予算配分が妥当であると判断したものです。とのこと。

この事業の実施を急いでいるのは何故か。とに対し、

商工業者との情報交換を行う中で、中小・小規模企業の事業活動が危機的状況との声が上がってきているため、緊急で実施したいとするものです。とのこと。

対象事業者について、前年同月売上比が50%以上減少する事業者とした根拠は何か。とに対し、

国が実施する新型コロナウイルス感染症の経済対策の一つである、持続化給付金の給付基準に準じて実施するものです。とのこと。

事業費3億9,490万円について、前年同月売上比が半減している市内全ての事業者の売上及び損益を調査し算出したものなのか。とに対し、

既の実施している融資の申請事業者270社分の実際のデータ等を用い、業種・売上げ減少額等の分布に基づき、推計して事業費を積算しています。とのこと。

申請者が試算よりも多かった場合、追加の補正は考えられるか。とに対し、

融資申請者という深刻な状況にある事業者をベースに推計しているため、予算の範囲の中で実施できると考えます。とのこと。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数で、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に議案第43号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、水道料金の基本料金の減額について、対象件数5万件のうち、個人と法人の仕分けはどのようなか。とに対し、

個人と法人という仕分けはないが、使用の形態として一般用と事業用とに分けることができ、件数の内訳は、一般用は4万8千件、事業用は2千件となっています。とのこと。

水道料金の基本料金の減額期間を、令和2年7月請求分から12月請求分の6か月間としているが、この新型コロナウイルス感染症が12月以降も収束されない場合は、減額期間の延長はあるのか。とに対し、

現時点では、12月以降に減額を行う予定はありません。但し、先の見えない状況ではあるため、その状況に応じて検討してまいります。とのこと。

新型コロナウイルス感染症の影響が出てきたのは3月頃からだが、3月使用分から遡って減額の対象とすることは検討したか。とに対し、

3月使用分については、既に納付が終わっていたこと、4月分についても請求・支払いが進んでいることもあり、減額ではなく返還する方策を検討しましたが、契約者の転居などにより返還すべき相手を確認することが困難であることなどから、契約者による申込等の手続きが必要のない、7月請求分から実施することとしました。とのこと。

基本料金を徴収しなくてもよい根拠は何か。とに対し、

半田市水道事業給水条例の第35条に、料金、手数料その他費用を軽減又は免除することができる」と規定しており、これに基づいて減額することとしています。とのこと。

水道料金の基本料金減免は経済的支援につながるのか。とに対し、

経済的に困窮している市民を支援する、ということにはつながらないかもしれませんが、外出自粛やお子さんの学校の休校、在宅勤務など、多くの市民が影響を受けています。全ての水道利用者を対象に水道料金を減額することで、事業者には経済支援、一般の方には生活の支援の一助となると考えています。とのこと。

事業者に対しては、様々な経済的支援が打ち出されているため、減免の対象から外すことは検討したか。とに対し、

対象を絞り込む、といった検討はしましたが、水道契約者の情報では法人など事業者を特定する、といったことが困難であることもあり、特に条件を求めずに広く多くの方々へ支援することしました。とのこと。

2,000件の事業者に対して、新型コロナウイルス感染症の影響でどのように困っているかを調べたか。とに対し、

今回は、全ての契約者を対象としており、個々の状況については把握しておりません。とのこと。

市民に水道料金の基本料金減免について情報発信をする際は、実施期間が知多半島内では半田市が一番長期間で実施すること、また、今後の水道事業全般についても併せて発信するなどして、この事業が無駄にならないよう、全ての市民に伝える良い機会としていただきたいが、どうか。とに対し、

この事業の実施にあたっては、市の対策として広く情報発信する他にも、検針時に全契約者に配布する「使用水量のお知らせ」に減額についての記載をするなど、しっかりとPRさせていただきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数で、原案のとおり可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。